広島県告示第千二百五十号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和五年十一月十六日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県府中市	出事以事的	所	告示番号	
	Ш	在	令和二年広	
		地	広島県告示第五百一	
むすび池(別表六のとおり)	下大道池外二箇所(別表四のとおり)	特定農業用ため池の名称	五百一号	

告示番号	令和三年広島県告示第四百三十号	^先 告示第	四百二十号
所	在	地	特定農業用ため池の名称
中沿部部分			桐ノ木の池外一箇所(別表一のとおり)
広島県竹原市			諏訪迫1号池(別表三のとおり)
広島県東広島市	市		大田池(別表四のとおり)
			東池(別表五のとおり)

広島県東広島市	広島県東広島市	広島県神石郡神	所	告示番号
	111	郡神石高原町	在地	令和三年広島県告示第六百号
大谷(別表七のとおり)	西尾池3号(別表四のとおり)	野呂元池(別表二のとおり)	特定農業用ため池の名称	5. 第六百号

島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。別表一から別表七までは、添付を省略し、広島県のホー ムページに掲載するとともに、広